

令和 6 年度 広島市総合防災訓練の実施（案）について

1 目的

災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、国・県などの防災関係機関と共同して、各種訓練を実施し、防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制を確立することにより、災害対応能力の向上を図る。

〔災害対策基本法（抄）〕

第 48 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 日時

令和 6 年 8 月 30 日（金） 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

3 場所

市役所本庁舎、西風新都消防訓練場ほか

4 訓練概要

大規模風水害（土砂）を想定し、災害対策本部運営訓練、捜索・救助・救護訓練などの実践的な訓練を実施する。

詳細な訓練内容、参加機関等については、今後調整する。

5 主催

広島市防災会議

6 過去の実績

年度	想定	場所
平成 29 年度	直下型地震	広島ヘリポート北側県所有地ほか
平成 30 年度	中止（平成 30 年 7 月豪雨）	
令和元年度	風水害（土砂）	西風新都消防訓練場ほか
令和 2 年度	風水害（土砂）	西風新都消防訓練場ほか
令和 3 年度	中止（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言）	
令和 4 年度	直下型地震	西風新都消防訓練場ほか（広島県共催）
令和 5 年度	風水害（土砂）	西風新都消防訓練場ほか